

## 契約業者取扱要領

昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号  
最終改正 令和 5 年 3 月 13 日国港総第 686 号  
港湾局長から特定部局長あて

(工事の指名基準)

- 第 17 条 契約担当官等は、工事を指名競争（法第 29 条の 3 第 3 項に規定する「指名競争」をいう。以下同じ。）に付そうとするときは、契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該工事の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する有資格者を指名しなければならない。
- (1) 工事の施行能力からみて余裕のある者
  - (2) 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合にこれを保有する者
  - (3) 当該契約と同種の契約において相当な経験を有する者
  - (4) 施行上の地理的条件に適合する者
- 2 契約担当官等は、工事の施行期間が次年度にわたる場合で、かつ、当該契約を次年度において随意契約（法第 29 条の 3 第 4 項に規定する「随意契約」をいう。）とすることが適切であると認めるときは、前項各号の一に該当する者であって、かつ、当該工事の全体の予定金額に適合する等級に属する有資格者を指名することができる。
- 3 契約担当官等は、当該工事が次の各号の一に該当する場合で、第 1 項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より上位の等級に属する有資格者で、かつ、第 1 項各号に規定する者の中から指名することができる。
- (1) 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合
  - (2) 工事の施行上特別の経験を必要とする場合
  - (3) 施行上の地理的条件に適合する者に工事を行わせる必要がある場合
  - (4) 継続すべき工事で次年度において施行すべき部分が特に重要な場合
- 4 契約担当官等は、当該工事が予定金額に比して工事内容が単純で、かつ、容易なものと認められる場合で、第 1 項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より直近下位の等級に属する有資格者で、かつ、第 1 項各号に規定する者の中から指名することができる。
- 5 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合に第 1 項の規定により指名されるべき有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、当該有資格者の属する等級の直近上下位の等級の有資格者で、かつ、同項各号に規定する者の中から指名することができる。この場合において、当該指名されるべき有資格者がいないとき又は僅少であるときを除き、同項の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の 2 分の 1 以上としなければならない。
- 6 契約担当官等は、第 1 項から第 4 項までの規定によるほか前項の規定にかかわらず、第 1 項の有資格者の 2 等級下位の等級に属する有資格者で同項各号に規定する者の中から工事成績が特に優秀な者を指名することができる。